

土木系工事における熱中症対策について (お知らせ)

令和 7 年 4 月

山口県土木建築部

建設現場における熱中症による労働災害防止の観点から、高温多湿な環境下における作業時には必要な措置を講じるよう求めてきたところですが、熱中症対策の一層の強化を図るため、下記のとおり、取り扱うこととしましたのでお知らせします。

1 熱中症対策に係る契約後の協議

夏季作業（5～9月）の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに熱中症対策として以下2の措置を講じるか否かについて、発注者と協議を行うこと。

2 実施可能な措置

(1) 現場環境改善費の計上

エアコンや大型扇風機の設置など、現場の施設や設備に関するものについて実施する。
費用については、現場環境改善費を積み上げ計上する。

※詳細は「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」参照

(技術管理課 HP : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>)

(2) 現場管理費の補正

塩飴や経口補水液、空調服など、主として作業員個人に対する対策を実施する。

費用については、工事期間中の日最高気温又は暑さ指数(WBGT)の状況に応じて、現場管理費を補正する。

(3) 施工時間の変更

気温が高い時間帯を避けるため、社会的影響のない範囲内で施工時間を変更する。

(例：通常8時～17時の施工時間を6時～15時、または深夜時間帯(22時～5時)に変更、通常8時間の作業を6時間に短縮するなど)

なお、供用開始時期等により工期に社会的制約があり、深夜時間帯に作業する必要がある場合は、設計標準歩掛表により労務単価の割増しを行うものとする。

(4) 工期の変更

猛暑により計画どおり施工できないことが想定される場合は、工期を延伸する。

3 適用基準日

令和7年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。

ただし、令和7年4月30日以前に入札公告又は指名通知をした工事であっても、受発注者間で個別に協議することができる。